

第〇条 労働環境改善の取組について

本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取組を行う業務である。

実施にあたっては、取組内容を受発注者間にて調整し、業務計画書に記載するものとする。

ただし、本取組に関する費用は計上しないものとする。

なお、建設コンサルタント業務（測量、地質・土質調査、調査・計画、設計、工事監督、点検、発注者支援業務等）を対象とし、災害対応等緊急を要する場合は対象外とする。

取組項目

- (1) 業務時間内で作業が完了する等、業務に対して余裕を持った依頼期限とする
- (2) 業務時間外の作業依頼は行わない
- (3) 業務のスケジュール管理を行い、定時に帰るよう心がける
- (4) 17時以降の会議・打合せ・メール等は行わない
- (5) 打合せはWeb会議等の活用に努める
- (6) その他、取組が必要と思われる内容